

自動振込約定

第1条（契約の成立）

当金庫は、お客様からこの約定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2（振込指定項目の届出）

自動振込のお取扱いに当たっては、予め振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫にお届けください。

当金庫はご指定された振込日に指定金額を預金口座から引落としのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第2条（手数料）

このお取扱いに当たっては、当金庫所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

第3条（振込日）

振込日が休日の場合は、表記のご選択に従い処理いたします。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第4条（振込金額）

振込金額は、指定月ごとに指定された金額といたします。

第5条（指定預金口座からの引落とし）

- ① 指定預金口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料も同様の方法により処理いたします。
- ② 指定預金口座の残高が、振込日において振込金額および振込手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずにその日の振込は取り止めいたします。なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- ③ 通信機器、回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

第6条（振込の取消）

振込を行なった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

第7条（振込の取り止め、変更など）

振込を取り止める場合は、廃止届を提出してください。また振込の内容等を変更する場合には、廃止届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱いをお届けください。なお、お届け前の振込については当金庫はその責任を負いません。

第8条（解約）

- ① この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- ② 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- ③ この契約は、連続して5回残高不足で振込ができなかった場合は解約いたします。なお、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。これらの場合解約通知は省略させていただきます。

第9条（約定の変更）

- (1) この約定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの約定の変更は、変更を行う旨および変更後の約定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上